

株式会社 Orchestra Holdings

定 款

【改定履歴】

平成21年12月10日	改定
平成24年 3月12日	改定
平成25年 2月27日	改定
平成27年 3月30日	改定
平成27年 5月 1日	改定
平成27年10月13日	改定
平成28年 3月28日	改定
平成28年 6月 8日	改定
平成29年 3月29日	改定
平成29年12月 1日	改定
平成30年 9月 1日	改定
令和4年 3月29日	改定

株式会社 Orchestra Holdings
定 款

第 1 章 総則

第 1 条 (商号)

当社は、株式会社 Orchestra Holdings と称し、英文で Orchestra Holdings Inc. と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を行う会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) インターネット等の媒体を利用した情報提供サービス、電子商取引市場の企画・開設・運営
- (2) 物品のレンタル及びレンタル仲介業、古物商、質屋業務
- (3) ファンド(有限責任事業組合・匿名組合等)の組成・運用・管理業務
- (4) 経営一般に関するコンサルティング業務
- (5) 有価証券の保有、管理、運用及び取得等の投資事業
- (6) 投資助言・代理業
- (7) M&A、会社の事業提携等の斡旋及びコンサルティング業務
- (8) IT システムの構築及びコンサルティング業務
- (9) デジタルコンテンツの企画・開発及び販売業務
- (10) 国内外の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ及び屋外、交通、映画、ダイレクトメール、パブリック・リレーションズその他の宣伝広告の取扱
- (11) 屋外広告の企画・販売及び付随する業務
- (12) 宣伝広告に関連するマーケティングプランニング及びサービス
- (13) 宣伝広告表現の企画及び制作
- (14) 商品(含サービス)の開発及びそのセールスプロモーションに関する企画と実施
- (15) 文化、スポーツ等の催事の企画・制作及びその運営と実施
- (16) 芸能タレントの斡旋業
- (17) 出版業
- (18) 情報の処理、提供及びその研究開発
- (19) 宣伝広告に関する情報及び物品の販売

- (20) 広告、市場調査に関する研修会・セミナーの企画と実施
- (21) マーケティングリサーチ業務
- (22) 不動産の売買、賃貸、その仲介、鑑定及び管理
- (23) 有料職業紹介業
- (24) 労働者派遣事業
- (25) アプリケーションシステムの開発、設計、賃貸、販売、保守
- (26) 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条 (本店所在地)
当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機関)
当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告の方法)
当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)
当社の発行可能株式総数は、31,000,000株とする。

第7条 (単元株式数)
当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)
当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第10条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

第12条 (招集)

当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一

部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は、8名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるものとし、取締役会長、

取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができるものとする。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条（員数）

当会社の監査役は、3名以内とする。

第29条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第33条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第34条（監査役の報酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第 36 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 37 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 38 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 39 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 40 条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

第 41 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 42 条（剰余金配当等の除斥期間）

剰余金の配当等が、その支払い開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務をのがれる。

(附則)

第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。